

光市医師会報

昭和52年2月発行

No. 55



法律の力は偉大である。しかし
必然の力は更に偉大である

(ゲーテ)

光 市 医 師 会

医師会月間行事

- ※ 1月25日(火) 理事会 午後7.00 於医師会館
- 協議事項 (1)光市予防接種事故調査会要綱案について (2)産業医の契約更改について (3)県医師会への要望事項について (4)光市役所との協議会要望事項について
- ※ 1月25日(火) 例会 午後7.30 於医師会館
- 報告事項 (1)光市民病院との懇談会 (2)市への三市医師会共同要望書 (3)学術担当理事協議会について報告 (4)産業保健部会担当理事協議会について報告 (5)光市国保保険証の更改について (6)休日診療調査結果について (7)諸会の開催について
- 協議事項 (1)光市予防接種事故調査会要綱案について (2)産業医の契約について (3)県医師会への要望事項について (4)光市役所との協議会要望事項について
- ※ 2月10日(木) 理事会 於医師会館 午後7.30
- 協議事項 (1)昭和52年度予算案について (2)産業医の契約について (3)光市役所との懇談会要望事項について
- 連絡報告事項 (1)会員の入退会について (2)山口県医師連盟代表者会議、郡市医師会長会議について報告 (3)医療事故に対する会員意識の調査について (4)諸会の開催について (5)光市の休日診療所設置試案について
- ※ 2月22日(火) 例会 於医師会館 午後7.30
- 協議事項 (1)産業医の契約について (2)光市への要望について (3)呼吸器疾患調査について (4)光市医師会の要望について (昭和52年度事業)
- 報告事項 (1)郡市医師会長会議について (2)医師連盟郡市代表者会議について (3)医師国保組合会について (4)その他

予防接種実施要領

第1 共通の事項

1 予防接種台帳 (略)

2 接種対象者に対する通知

- (1) 予防接種を行う際には、予防接種法施行規則第5条の規定による公告を行うほか、あらかじめ、

施行規則第6条により個々の接種対象者に対して、予防接種の種類、予防接種を受ける期日及び場所、禁忌事項、個別接種に協力する医師その他必要事項が十分周知されるよう通知、回覧等の方法により適当な措置をとること。

- (2) 接種対象者に対する通知を行う際には、母子手帳の持参費用等も併せて周知させること。
- (3) 接種前にあらかじめ接種対象者又はその保護者に対して次の事項を周知徹底せしめること。
- ㊦ 接種対象者の健康状態の良好な時に接種を受けさせること。
- ㊧ 禁忌に関する注意事項
- ㊨ 接種前日は入浴し、接種当日は清潔な肌を着用すること。
- ㊩ 接種対象者が乳幼児等の場合にはできるだけその保護者が接種場所に同行すること。

3 集団接種又は検診の場所

- (1) 予防接種又は検診を行う場所の選定に当たっては、次の点に配慮すること。
- ㊦ 交通の便利な位置にあること。
- ㊧ 接種予定人員に応じた広さを有すること。
- ㊨ 採光換気等に十分な窓の広さ、照明設備等と有する清潔な場所であり、冬期には十分な暖房設備を備えていること。
- ㊩ 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。
- (2) 二種類以上の予防接種を同時に行う場合(混合ワクチンによる予防接種は一種類とみなす)には、それぞれの予防接種の場所が明りように区別され、かつ混乱の起こらないような設備のなされていることが必要であること。

4 接種液

- (1) 接種液の使用前には、必ず、国家検定に合格したことを示す検定証紙の有無標示された接種液の種類、有効期限を確認し、異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がないかどうかを点検すること。
- (2) 注射器にいったん注入した接種液はもちろんのこと、いったん封を切った容器の残液もこれを再び貯蔵して次回の接種に用いてはならないこと。
- (3) 略

5 接種用具等の整備

- (1) 略
- (2) 注射器は、2cc以下のものとする。ただし他の予防接種に使用したものは使用しないこと。
- (3) 注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具は Disposableのものを使用して差し支えないこと。
- (4) 接種用具等の滅菌はできるだけ煮沸以外の方法によること。

6 実施計画の作成

予防接種の実施計画の作成に当たっては、地域医師会等と十分協議するものとし、特に個々の予防接種がゆとりをもって行なわれるような人員の配置を考慮すること。医師に関しては、予診の時間を含めて医師1人を含む1班が1時間に対象とする人員が種痘では80人程度、種痘以外の予防接種では100人程度となることを目安として計画することが望ましいこと。

なお、禁忌に該当するかどうかの判定が困難な場合の一般的な処理方針等についてもあらかじめ決定しておくことが望ましいこと。

7 予防接種の実施に従事する者

- (1) 接種を行う者は、医師に限ること。多人数を対象として予防接種を行う場合には、医師を中心とし、これに看護婦、保健婦等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編成し、それぞれの処理する業務の範囲をあらかじめ明確に定めしておくこと。
- (2) 都道府県知事又は市町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ予防接種の実施に従事する者、特に医師に対して、実施計画の概要を説明し、予防接種の種類、対象、関係法令等を熟知させること。
- (3) 班を編成して実施する際には、班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員は指示された事項以外は独断で行なわないようにすること。

8 接種対象者の確認 略

9 予診及び禁忌

- (1) 接種前に必ず予診を行うものとし、問診につい

ては、あらかじめ問診票を配布し、各項目について記載の上、これを接種の際に持参するよう指導すること。

- (2) 体温はできるだけ自宅において測定し、問診票に記載するよう指導すること。
- (3) 予診の結果異常が認められ、かつ禁忌に該当するかどうかの判定が困難な者に対しては、原則として、当日は接種を行わず、必要がある場合は精密検診をうけるよう指示すること。
- (4) 禁忌については、予防接種の種類により多少の差異のあることに注意すること。例えば、インフルエンザHAワクチンについては、鶏卵成分に対し、アレルギー反応を呈したことがある者に特に注意し、また、百日せきワクチンを含むワクチンについては、けいけんの症状を呈したことがある者に特に注意する必要があること。
- (5) 多人数を対象として予診を行う場合には、接種場所において禁忌に関する注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、接種対象者から健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、禁忌の発見を容易にすること。

10 接種時の注意

- (1) 略
- (2) 予防接種を受けた者、又はその保護者に対して、次の事項を知らせること。
 - (ア) 接種後、高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
 - (イ) 医師の診察を受けた場合には速やかに当該予防接種を行った都道府県知事（保健所長）又は市町村長に通報すること。
 - (ウ) 接種後に特に注意すべき事項、略

11 実費徴収 略

12 予防接種済証の交付 略

13 健康被害発生時の報告

健康被害発生の場合には、市町村長は次の事項を記載した報告書を保健所長を経て都道府県知事に提出すること。都道府県知事は、市町村長からの健康被害発生時の報告を受けた場合及び自ら実施した予防接種において健康被害が発生した場合には、本職あてに、同様の報告書を提出すること。死亡、永続する障害等の重大健康被害が発生した場合には、報告書の提出前にあ

らかじめ電話等により速報を行うこと。

- (1) 予防接種の種類、定期、臨時の別及び当該予防接種が数回の注射により行われるときは、その回数。
- (2) 予防接種を行った医師の氏名、年齢及びその補助者の氏名、年齢
- (3) 健康被害のあった被接種者の氏名、性別、生年月日、及び住所並びに当該被接種者が未成年者であるときはその保護者の氏名。
- (4) 接種液の製造者の氏名又は名称及び住所。
- (5) 接種液の製造年月日、製造番号、及び検定合格年月日
- (6) 健康被害の内容
 - (ア) 発見の動機
 - (イ) 既往歴（乳幼児の場合は出生時体重及び出産時の状況）
 - (ウ) 主要症状
 - (エ) 予防接種を受けた年月日及び接種後の経過
 - (オ) 検査成績
 - (カ) 転帰年月日
 - (キ) 家族歴
 - (ク) その他
- (7) 健康被害のあった被接種者を含む集団の状況
- (8) 推定される健康被害の原因
- (9) その他参考事項

14 保健所長等への報告書 略

15 臨時の予防接種 略

16 他の予防接種との関係 略

第2 各則的事項 略

会員の異動

入会

藤田 潔 先生 2月1日付
(光市民病院内科)

退会

服部 幸夫 先生 1月31日付
(光市民病院内科)

文芸

- 父病めど母と子供と二匹の犬と
部屋ぬちに集い和やかなる家
- わずかなる庭に降り立ち青き葉と
土に親しむ片肺とりし人
- 水疝の花鮮やかにかがやきぬ
急患診ると深夜起くれば
- 白き手をさし出し我に訴ふる
心臓病患者はげまし帰りぬ
- 診察室の我が前に来りし幼児は
白き野の花手に持ちて居り
- 模型車の小さきを四つベッドの上に
並べてみせる病いえし児

あとがき

医療費の改正問題は日本だけではない。西独医師会は、医療費改正法案が連邦議会に提出された事に対し、此の法案の撤回を迫って、医師のストライキが全国に拡大する状況にある。改正案は、医療費の頭打ち制度導入を骨子としたもので、医師の診療報酬に上退を設け、物価上昇に見合った水準に引き上げ幅を抑えるほか、患者負担の処方せん料の引き上げ、医療保険加入の所得限度及び年金保険料率算定限度の引き上げ等を内容としたもので、これに対し医師側は、この法案が医療サービスの質の低下をもたらす医療国有化を目指すもので、国民に医療費の負担増をしていると強く反発している。日本において、今議会に健保法改正案が提出されたが、格差をますます増大するこの法案は、与野党の激突法案となることは間違いない。

下萌や土の裂目の物の色

(太 祇)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77) -2061
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社